



パートタイム・有期雇用労働法の施行について

2020年1月

One Asia Lawyers 東京事務所

1 はじめに

2020年4月1日、日本では、約120年ぶりの民法の大改正を始めとして、社会経済の変化に対応した複数の改正法が施行されます。なかでも、働き方改革の一環として、同日に施行される、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（通称「パートタイム・有期雇用労働法」、以下、「本法」と言います。）により、事業主は、非正規雇用者¹への処遇改善が求められています。本法で注意すべき点は、以下の通りです。

- ・正社員と非正規社員の間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止となったこと
 - ・非正規社員に対して、待遇差に関する説明義務が課されたこと
- なお、中小企業²においては、2021年4月から本法が適用されます。

2 不合理な待遇差の禁止

非正規社員に関する禁止事項としては、①正社員及び非正規社員間の不合理な待遇差を禁止する均衡待遇規定（本法8条）と、②非正規社員に対する差別的取扱いを禁止する均等待遇規定（本法9条）が挙げられます。

①均衡待遇規定

職務内容（業務の内容・責任の程度）、職務内容・配置の変更の範囲、その他の事情の違いに応じた範囲内で待遇を決定する必要があり、この範囲を超える待遇差は不合理なものとして、禁止対象となります。

また、本法8条では、違いに応じた範囲内か否かが、基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など、個々の待遇ごとに、その性質・目的に照らして適切と認められるか否かを判断すべきことが明確化されました。

なお、具体的な待遇ごとの判断指針は、別途「同一労働同一賃金ガイドライン」（厚

¹ 短時間労働者及び有期雇用労働者のことを指します。

² 本法上の中小企業とは、その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいいます。



生労働省) で定められています (法 15 条)。

②均等待遇規定

職務内容 (業務の内容・責任の程度) 及び職務内容・配置の変更の範囲が、正社員と同じ非正規社員を、差別的に取扱うことが禁止されます。これまで、この規定は短時間労働者のみが対象となっていました。新たに有期雇用労働者も対象となりました。

3 待遇に関する説明義務

本法では、①非正規社員を雇い入れる際に、非正規社員に対して、雇用管理上の措置の内容、及び待遇決定に際しての考慮事項に関して、説明を行う義務 (本法 14 条 1 項、2 項)、②非正規社員から求められた場合に、正社員との待遇差の具体的内容・理由等を説明する義務 (本法 14 条 2 項) を、事業主が負うこととなりました。

また、②の説明を求めた労働者に対して、不利益に取扱うことも禁止されています (本法 14 条第 3 項)。

4 求められる対応

以上から、本法の施行までに、以下のような対応が求められます³。

- ①労働者全体の雇用形態を確認し、非正規社員の有無や人数の把握をすること
- ②労働者に対する待遇差について、現状を確認すること
- ③待遇差がある場合には、待遇ごとの性質・目的に適うものか、差を設けた理由を確認すること
- ④③を踏まえて、待遇差が不合理でないことを説明する準備・文書の作成

本法の施行に向けた導入例として、複数の雇用形態を有していたが、全社員を正社員にし、待遇も統一化した企業や、全社員について自由出勤制度及び時給制を導入し、全社員を正社員に統一した企業などの例があります。

これらの例のように、全社員を一律に正社員とし、待遇差の改善を図る方法を採用するか、雇用形態は変わらず、非正規社員としての待遇改善を図る方法のいずれを採用するかは、①～③現状把握を行うことが重要になりますので、非正規社員を雇用している事業主の皆様には、今年 4 月の施行に向けて (中小企業の皆様は来年 4 月に向けて)、特に早期の対応が望まれます。

³ 「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」 (厚生労働省 都道府県労働局 <https://www.mhlw.go.jp/content/000540732.pdf>)



以上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。